

# ○天塩町医療等職員養成修学資金貸付条例

昭和46年3月19日  
条例第7号

|    |   |   |
|----|---|---|
| 改正 | 昭和47年9月27日条例第19号<br>昭和56年7月7日条例第8号<br>平成14年3月12日条例第3号<br>令和6年6月5日条例第23号 | 昭和49年9月28日条例第23号<br>平成12年12月13日条例第50号<br>平成24年3月15日条例第5号<br>令和7年9月11日条例第20号 |
|----|---|---|

## (目的)

**第1条** この条例は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、保健師、看護師、准看護師又は保育士を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」と総称する。）に在学する者で将来町の職員として医療等業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、その修学に必要な資金を貸付し、もって業務に従事する優秀な町職員を育成することを目的とする。

## (修学資金の種類及び貸付の対象)

**第2条** 町は、次の各号に掲げる薬剤師修学資金、診療放射線技師修学資金、臨床検査技師修学資金、臨床工学技士修学資金、理学療法士及び作業療法士修学資金、管理栄養士修学資金、保健師及び看護師修学資金、准看護師修学資金又は保育士修学資金（以下「修学資金」と総称する。）をそれぞれ当該各号に掲げる者に対し貸付する。

### (1) 薬剤師修学資金

薬剤師法（昭和35年法律第146号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

### (2) 診療放射線技師修学資金

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

### (3) 臨床検査技師修学資金

臨床検査技師法（昭和33年法律第76号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

### (4) 臨床工学技士修学資金

臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

### (5) 理学療法士及び作業療法士修学資金

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

(6) 管理栄養士修学資金

栄養師法（昭和22年法律第245号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

(7) 保健師及び看護師修学資金

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

(8) 准看護師修学資金

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく学校又は養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

(9) 保育士修学資金

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく養成施設に在学している者で、将来町の職員として業務に従事しようとするもの

(貸付金額等)

**第3条** 修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、業務に従事している町の職員が退職し、当該養成施設に入所した時の修学資金の貸付月額は退職時に於ける給与月額以内とする。

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) 薬剤師修学資金          | 在学期間中月額15万円以内        |
| (2) 診療放射線技師修学資金      | 在学期間中月額10万円以内        |
| (3) 臨床検査技師修学資金       | 在学期間中月額10万円以内        |
| (4) 臨床工学技士修学資金       | 在学期間中月額10万円以内        |
| (5) 理学療法士及び作業療法士修学資金 | 在学期間中月額10万円以内        |
| (6) 管理栄養士修学資金        | 在学期間中月額10万円以内        |
| (7) 保健師及び看護師修学資金     | 在学期間中月額10万円以内        |
| (8) 看護師修学資金          | 在学期間中月額5万円以内         |
| (9) <u>保育士修学資金</u>   | <u>在学期間中月額10万円以内</u> |

2 修学資金の貸付期間は、次条第2項の規定により貸付の決定を受けた日の属する年度の4月から養成施設を卒業する日の属する月分まで（正規の修学期間を上限とする。）を対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、養成施設の在学中に修学資金の貸付を受けていない者又は修学資金の貸付を受けた期間が前項の貸付期間に満たない期間がある者で、養成施設に在学中に貸付の申請をする場合は第1項の貸付金額に規定する額に2分の1を乗じて得た額を貸付することができる。

4 修学資金は、無利子とする。

(貸付の申請)

**第4条** 修学資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人2人を定め、規則で定めるところにより町長に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請があったときは、町長は貸付の可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

**第5条** 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 2 修学資金の貸付を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情によりその適正を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて町長に届け出なければならない。

(貸付金の決定の取消し等)

**第6条** 修学資金の貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号の一に該当する場合には、町長は貸付の決定を取消すものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
- (3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) その他修学資金の目的を達成する見込がなくなったとき。
- 2 貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは町長は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止するものとする。この場合においてこれらの月の分としてすでに貸付された修学資金があったときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付されたものとみなす。
- 3 貸付決定者が正当な理由がなく第12条の学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、町長は修学資金の貸付を保留することができる。

(返還の債務の免除)

**第7条** 町長は、修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号の一に該当する場合には、貸付した修学資金の返還の債務を免除することとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から3年を経過する日までに当該養成施設卒業の資格に係る医療職等の免許を取得し、町の職員として業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (2) 前号に規定するところにより業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の減免)

**第7条の2** 町長は、前条第1号に規定するところにより業務に従事した場合において、その期間が3年を超えるときは、貸付した修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

2 修学資金の貸付を受けた者が、次の各号の一に該当し、事情やむを得ないと認められるときは、町長は、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付を受けた修学資金の返還の債務の履行が困難と認められるに至ったとき。

(返還)

**第8条** 借受者は、次の各号の一に該当する場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算し3月以内に規則で定めるところにより、貸付を受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取消されたとき。

(2) 第7条第1号に規定するところにより養成施設を卒業してから3年を経過する日までに町の職員として業務に従事しなかったとき。

(3) 第7条第1号に規定するところにより業務に従事した場合であって業務に従事した期間が5年に達しないうちに町の職員として業務に従事しなくなったとき  
(第7条第2号に該当する場合を除く。)。

(返還債務の履行の猶予)

**第9条** 借受者が次の各号の一に該当する場合には、町長は当該各号に掲げる理由が継続する期間、貸付した修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付の決定を取消された後も引き養成施設に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業後、他の養成施設に在学しているとき

(3) 町の職員として業務に従事しているとき。

(違約金)

**第10条** 第8条の規定により貸付を受けた修学資金を返還すべき者が、その返還期限までに返還金の全部又は一部を支払わなかった場合には、その未納額年10.95パーセントの割合を以って返還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を町に納入しなければならない。ただし、町長は、特別の事情があると認めたときは、その違約金の全部、又は一部を免除することができる。

(学業成績表の提出)

**第11条** 貸付決定者は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表及び健康診断書を町長に提出しなければならない。

(規則への委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(昭和47年9月27日条例第19号抄)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

**第4条** 前各条の規定による改正後の条例の規定に定める額の計算につき、これらの条例の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

### 附 則 (昭和47年9月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納期限が指定される延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

### 附 則 (昭和49年9月28日条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正前の条例によりすでに貸付を受けている者については、改正後の条例を適用する。

### 附 則 (昭和56年7月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

### 附 則 (平成12年12月13日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

### 附 則 (平成14年3月12日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成24年3月15日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則 (令和6年6月5日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による規定は施行日以後において新規に貸付けを受ける者について適用し、改正前の天塩町医療職員養成修学資金貸付条例の規定により貸付金を受けている者については、なお従前の例による。

**附 則** (令和7年9月11日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。